

# 父母離婚後のお子さまの戸籍と氏について

離婚した夫婦の間に子がいる場合、子の戸籍を異動させるのか、氏をどうするのかを検討する必要があります。

ここでは、筆頭者父、配偶者母、子A(成人)、子B(未成年)の4人家族を例として、未成年の子Bにつき母を親権者と定めて父母が離婚届を提出した場合について説明します。戸籍の筆頭者とは、その戸籍の先頭に名前がある方のことで、婚姻の際に夫の氏を選択した場合は夫(父)が筆頭者、妻の氏を選択した場合は妻(母)が筆頭者となります。筆頭者が母、配偶者が父の場合は以降のご案内中、父を母に、母を父に置き換えてお読みください。

## 【子の氏について】

- ・同じ戸籍にいる者は、同一の氏(筆頭者の氏)を名乗ります。
- ・父母が離婚届を提出しても子は従来の戸籍に在籍したままとなり、氏も変わりません。
- ・母と同じ氏を名乗りたい場合は、母と同じ戸籍に異動(入籍)する必要があります。

## 【離婚後の戸籍について】

- ・離婚により除籍となり、戸籍が異動するのは母のみです。
- ・未成年の子につき親権者を父母の一方に定めただけでは、子は親権者の戸籍に異動しません。
- ・母が離婚の際に自身が筆頭者として新しく戸籍を作っている場合、子を母の戸籍に異動するためには、別途母の戸籍に入る手続きをする必要があります。

～戸籍に記載される内容～

<子が在籍している夫婦の戸籍>

- 父に離婚の記載がされる
- 母に離婚の記載がされ、名前の左側に「除籍」マークが追加される＝除籍となる
- 子A(成人)には何も記載されない
- 子B(未成年)に「親権者 母」という記載がされる・・・親権者母に連動して除籍にはならない

## 【親権者母と子の戸籍が別でも問題ないのか】

- ・問題はありません。実際に親権者母と子A、子Bが共に生活しているが、戸籍は母と別ということはありません。親権者の戸籍に子を異動させなければならないという義務はありません。あくまで希望される方のみです。
- ・母が離婚の際に戸籍法77条の2の届を提出し、婚姻していた時の氏を離婚後も引き続き使用している場合は、戸籍は別々であっても母と子の氏は同じなので、日常生活において支障はないためこのままにする方もいます。しかし、心情的に母と子の戸籍を一緒にしたいという方や、父が転籍届を出した場合には同じ戸籍にいる子も一緒に異動してしまい、母の知らないうちに子の本籍地を変更されたくないという方や、離婚の際に母が旧姓に戻ったため母と子の氏が異なってしまうことに支障があるという理由で子を母の戸籍に異動し、母の氏に変更したいという方もいます。
- ・就学中の子がいる場合、学校によっては戸籍上(=住民票上)の氏(父の氏)とは違う氏(母の氏)を使用できる場所もあるようです。各学校にご相談ください。
- ・子を母の戸籍と一緒にしたい、または母と同じ氏を名乗りたいという場合はP.2～4を参照し、手続きを行ってください。

## 【子を母の戸籍に異動させる(母の氏を名乗る)には】

家庭裁判所の許可を得たあと、市役所に「入籍届」を出すことによって、子は母が筆頭者である戸籍に入り、母の氏を名乗ることができます(申立て中に、他の戸籍の届出をしないでください)。

### ①家庭裁判所に「子の氏の変更許可の申立て」を行う。 →次頁②の手続き

申立ては子が15歳未満の場合は親権者が、15歳以上の場合は子本人が行います。

裁判所に行かれる前に、必要書類等を必ず裁判所にお問い合わせください。

#### ～必要書類～

1. 子が在籍している戸籍謄本(父母の離婚が記載され、発行から3か月以内のもの)1通
2. 離婚により新たに編製された母の戸籍謄本(発行から3か月以内のもの)1通
3. 収入印紙(子一人につき800円)
4. 連絡用郵便切手(金額は申立てをする裁判所にご確認ください。)
5. 申立書(様式は裁判所のホームページにあります。)
6. 印鑑

### ②家庭裁判所から後日郵便で送られてくる許可の審判書の謄本を受け取る。

### ③市役所に入籍届を提出する。 →次頁③の手続き

入籍届の届出人は子が15歳未満の場合は親権者、15歳以上の場合は子本人です。

#### ～必要書類～

1. 子が在籍している戸籍謄本(父母の離婚が記載され、発行から3か月以内のもの)1通  
※本籍が武蔵野市で武蔵野市に届出する場合は不要
2. 離婚により新たに編製された母の戸籍謄本(発行から3か月以内のもの)1通  
※本籍が武蔵野市で武蔵野市に届出する場合は不要
3. 入籍届(様式は市役所及び市政センターにあります。全国共通の様式です。記入の上持参してください。)
4. 家庭裁判所の許可の審判書の謄本

離婚届から入籍届までの流れや必要書類等は次頁にて整理することができます。ご活用ください。

家庭裁判所は申立人の住所により管轄が違います。以下を参照してください。

#### ■住所が武蔵野市含む多摩地区の場合

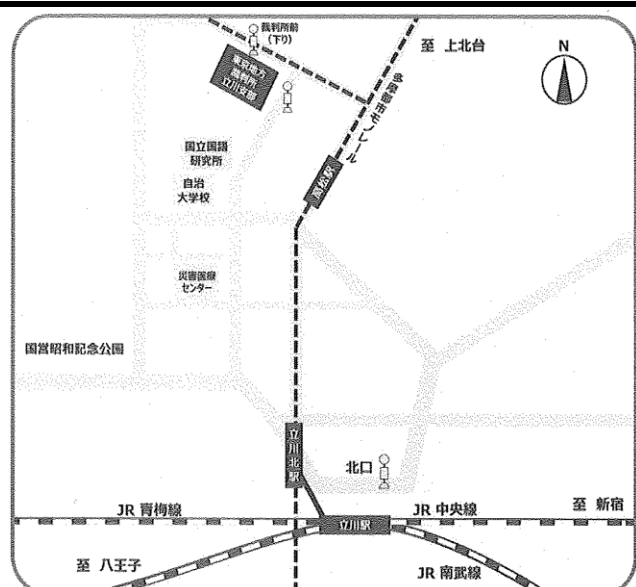
##### 東京家庭裁判所 立川支部

住所: 〒190-8589 立川市緑町10番地の4  
TEL: 042-845-0317 家事訟廷事件係  
多摩都市モノレール「高松駅」から徒歩5分

#### ■住所が東京23区の場合

##### 東京家庭裁判所

住所: 〒100-8956 千代田区霞が関1-1-2  
TEL: 03-3502-8311



# 離婚届～入籍届までの届出の流れ～武蔵野市に届出する場合～

こちらのシートは必要書類や手続きの流れについて整理していただく際にご活用ください。市役所本庁舎の戸籍係の窓口やお電話にてご案内しております。市政センターでは詳しいご案内は出来かねますのでご了承ください。

①	届書名	提出先	必要な戸籍	本籍地	在籍している人	必要部数
	離婚届	戸籍係 (市役所1階)	父母婚姻中の戸籍		父・母・子	要 1通 不要

※父母の本籍地が武蔵野市の場合、戸籍謄本は添付**不要**です。

※離婚届後、受理証明書や戸籍謄本がお渡しできるまで日数を要します。

受理証明書は翌日から起算して開庁日で数えて3日目から、戸籍謄本は本籍地が武蔵野市の場合は1週間～10日程度でお取りいただけます。本籍地が武蔵野市以外の場合はさらに日数がかかります。本籍地にお問い合わせください。



発行の目安	離婚届の受理証明書	月	日
	離婚が記載された①の戸籍(武蔵野市)	月	日

②	手続き内容	提出先	必要な戸籍	本籍地	在籍している人	必要部数
	子の氏の変更許可の申立て	家庭裁判所	A 離婚後母が除籍になり子どもが在籍している戸籍 B 母の新しい戸籍		父・子 母	要 1通 要 1通



③	届書名	提出先	必要な戸籍	本籍地	在籍している人	必要部数
	入籍届 (子一人につき1枚)	戸籍係 (市役所1階)	A 離婚後母が除籍になり子どもが在籍している戸籍 B 母の新しい戸籍		父・子 母	要 1通 要 1通 不要 不要

※本籍地が武蔵野市の場合、武蔵野市の戸籍謄本の添付は**不要**です。

※家庭裁判所の許可の審判書の謄本の添付が必要です。

※入籍届後、受理証明書や戸籍謄本がお渡しできるまで日数を要します。

受理証明書は翌日から起算して開庁日で数えて3日目から、戸籍謄本は本籍地が武蔵野市の場合は1週間～10日程度でお取りいただけます。本籍地が武蔵野市以外の場合はさらに日数がかかります。本籍地にお問い合わせください。

発行の目安	入籍が記載された③Bの戸籍(武蔵野市)	月	日
-------	---------------------	---	---

<p>～まとめ～</p> <p>②③の手続きで必要な戸籍は、②の手続きの前にまとめて請求することができます</p>	本籍地	必要部数
	A	通
B	通	

## その他の手続き

住所が武蔵野市の場合、ひとり親家庭等の手当の手続きに戸籍謄本や受理証明書等が必要な場合があります。

①の離婚届を提出したら、なるべく早めに子ども子育て支援課へご相談の上、提出が必要な書類をご確認ください。

①及び③の届出をしてから戸籍謄本や受理証明書が発行できるまでには日数を要します。ご了承ください。

## 【入籍届を出した後の戸籍について】

・前頁の③までの手続きが完了すると、関連する本籍地の市役所にてそれぞれ内容確認等がされた後、戸籍に内容が反映されます。

・子は現在の戸籍から除籍となり、母の戸籍に入ります。母の戸籍に入る＝筆頭者である母の氏を名乗ることになります。

～戸籍に記載される内容～

<子の現在の戸籍(入籍前)>

- 子Bにつきに入籍の記載がされ、名前の左側に「除籍」マークが追加される＝除籍となる

入籍【届出日】令和〇年〇月〇日

【除籍事由】母の氏を称する入籍

【届出人】親権者母

【入籍戸籍】東京都武蔵野市〇〇町〇丁目〇番 〇〇〇〇(←筆頭者氏名)

<子が入籍する戸籍(入籍後)>

- 子Bにつきに出生、親権、入籍等の記載が転記され、母の戸籍に入り、母の氏を名乗る

出生(省略)

親権(省略)

入籍【届出日】令和〇年〇月〇日

【入籍事由】母の氏を称する入籍

【届出人】親権者母

【従前戸籍】東京都武蔵野市〇〇1000番地 〇〇〇〇(←筆頭者氏名)

## 【入籍届を出した後の住民票について】

・前頁の③までの手続きが完了すると、届出を受付けた市役所が住所地である市役所に通知等を行い、住民票の氏や本籍などを修正します。お客様自身による手続きは不要ですので、住民票への反映をお待ちください(反映が完了したことの連絡はしていません)。

<b>メモ</b>

## お問い合わせ先

戸籍の届出方法や戸籍に届出の内容が反映されたかどうかについて	市民課戸籍係 TEL:0422-60-1840(直通)
戸籍謄本や住民票等証明書の取り方等について	市民課市民係 TEL:0422-60-1839(直通)
子どもに関する手当等について	子ども子育て支援課手当医療係 TEL:0422-60-1963(直通)
ひとり親に関する支援・相談等について	子ども子育て支援課子ども家庭相談・ひとり親支援担当 TEL:0422-60-1850(直通)